

四日市市告示第171号

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、避妊手術及び去勢手術に係る費用が下記の金額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。</p> <p>(1) 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>10,000円</u></p> <p>(2) 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>7,000円</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から<u>2か月以内</u>に当該猫の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。ただし、当該手術の日は、決定通知書の交付の日</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、避妊手術及び去勢手術に係る費用が下記の金額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。</p> <p>(1) 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>6,000円</u></p> <p>(2) 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>5,000円</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から<u>1か月以内</u>に当該猫の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。ただし、当該手術の日は、決定通知書の交付の日</p>

の属する年度の末日を超えないものとする。

4 補助金の交付は、申請者が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し手術後30日以内に市長に請求するものとする。

5 協力獣医院は、補助金の額と同額を飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第6号様式）により市長に請求するものとする。

附 則

- 1 （略）
（有効期限）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

の属する年度の末日を超えないものとする。

4 補助金の交付は、申請者が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し市に請求するものとする。

5 協力獣医院は、補助金の額と同額を飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第6号様式）により市に請求するものとする。

附 則

- 1 （略）
（有効期限）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式の3から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式の3（第4条の2関係）

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付申請書

四日市市長

申請者

申請日	年 月 日
団体名	
住所	〒 四日市市
ふりがな 氏名	
電話番号	

下記の猫の避妊等手術費の一部を補助されるよう申請します。なお申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 一 手術対象の猫は、特定の飼い主のいない猫です。
- 二 当該猫の手術実施に対し、問題が発生した場合は、責任を負い、誠意をもって問題解決に努めます。
- 三 手術済みの猫である識別措置（耳先のV字カット等）を行うことを了承します。
- 四 手術後は、餌や糞尿の後始末等を行い、猫を適正に管理します。

記

1 申請額 _____ 円

2 対象猫

性別	メス オス	推定 年齢		毛色		生息 地域	
----	----------	----------	--	----	--	----------	--

3 手術予定病院 _____

4 添付書類 猫の特徴がわかる写真2部

※確認欄（以下は記入しないでください）

申請者（管理者）の住所が確認できる書類 住民票 運転免許証 保険証 その他

第2号様式（第6条関係）

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の - 2

住所 四日市市

氏名

年 月 日付で申請のあった飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金に

ついては、四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により
次の条件を付けて金 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長

条件等

避妊

1 この補助金は、飼い主のいない猫の（ ）手術費に対し交付するものである。

去勢

2 この補助金の支払は、当該申請者が本交付決定通知書を獣医院へ掲示し、上記の手術を
実施したときに、手術費と補助額とを相殺して行うものとする。

3 上記の手術は裏面に記載の獣医院で実施するものとする。

4 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から2か月以内に実施しなければならない。

5 上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。

6 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

第3号様式（第6条関係）

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の - 2

住所 四日市市 _____

氏名 _____

年 月 日付で申請のあった飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金に

ついては、四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により、

次の条件を付けて金 _____ 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長

条件等

避妊

1 この補助金は、飼い主のいない猫の（ _____ ）手術費に対し交付するものである。

去勢

2 この補助金の支払は、上記の手術を実施した後に補助金請求書に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書及び領収書を添付し、手術後30日以内に市長に請求するものとする。ただし、上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。

3 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から2か月以内に実施しなければならない。

4 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

()

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書

四日市市長

金額	円		
上記のとおり請求いたします。			
年 月 日			
住所			
氏名			
※署名又は記名押印			
請求内訳			
猫	避妊	頭	
	去勢	頭	

☆添付書類 ・飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書 ・領収証

補助金は下記の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 信金 信組 農協			店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

(注) 請求者名と振込先名義人の名前が申請書と同一になるようにしてください。

手術後30日以内に請求してください。

第5号様式(第6条関係)

飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書

1 申請者の住所・氏名

住所 四日市市 _____

氏名 _____

2 対象猫（写真添付）

性別（手術の内容）	<input type="checkbox"/> メス（避妊手術） <input type="checkbox"/> オス（去勢手術）		
推定年齢		毛色	

上記の猫は、 年 月 日当医院において避妊等手術及び識別措置（耳先のV字カット等）を実施したことを証明する。

四日市市長

住所

実施獣医院

氏名

印

第5号様式(第6条関係)裏面

対象猫(写真)



第6号様式(第6条関係)

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書

四日市市長

金額	円		
上記のとおり請求します。			
年	月	日	
			住所
			獣医院
			氏名
※署名又は記名押印			
請求内訳			
猫	避妊	頭	
	去勢	頭	

☆添付資料 ・委任状

補助金は下記の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 信金 信組 農協			店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

第7号様式（第7条関係）

飼い主のいない猫の避妊等手術中止届

年 月 日

四日市市長

申請者 住所 四日市市 _____

氏名 _____

電話 _____

年 月 日付けで衛生第 号の ー2をもって交付決定を受けた四日市市飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金について、下記のとおり中止を届け出ます。

記

- 1 中止の理由

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市生食用食用肉の取扱指導要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 3 9 6 号）	(略)	
四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施	(略)	

要綱（平成17年四日市市告示第292号）	
（略）	

改正前		
（押印の省略）		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市生食用食用肉の取扱指導要綱（平成24年四日市市告示第396号）	（略）	
<u>四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第90号）</u>	<u>第1号様式の3及び第4号様式から第7号様式まで</u>	<u>第4号様式及び第6号様式については、署名をした場合に限る。</u>
四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱（平成17年四日市	（略）	

市告示第292号)	
(略)	

(健康福祉部衛生指導課)